

# 任意継続組合員・被扶養者(40歳~74歳)の皆さまへ 『特定健診』は受けましたか？

## 特定健康診査受診券の有効期限は、令和3年3月31日です

「特定健康診査」は、病気を発症する前の段階で異常を発見し、生活習慣の改善などで病気の発症や進行を予防する大切な健診です。すでにご案内と受診券をお送りしていますが、受診はお済みでしょうか？

## 健診費用は共済組合で全額負担しますので皆さま積極的に受診しましょう

詳しくは、令和2年6月に送付済みの「特定健康診査受診のご案内」をご覧ください。

次のいずれかに該当する方は、「特定健診」の受診があったものとみなされますので、お手元に健診結果をお持ちの方は、共済組合に提出をお願いいたします。

### ①パートタイマー等で勤務先の事業主健診を受診した方

事業主健診の結果を組合員の勤務先を通じて共済組合に提出してください。

(※任意継続組合員とその被扶養者の方は、直接共済組合福祉課に提出してください。)

### ②本組合の指定医療機関以外で、人間ドックおよび併診ドックを受検した方

健診結果を組合員の勤務先を通じて共済組合に提出してください。

なお、指定医療機関で受検した方の場合、医療機関から健診結果が共済組合に提供されますので健診結果を提出する必要はありません。

(※任意継続組合員とその被扶養者の方は、直接共済組合福祉課に提出してください。)

